

県南広域振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

令和元年5月7日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 対象区域 奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目108番1、108番2、108番3、109番1、109番2、110番1、111番1、112番1、112番2、113番1、114番1、115番1、116番1、117番1、117番2、118番1、118番2、118番3、119番1、119番2、120番1、120番2、120番3、121番1、121番2、122番、123番、124番、125番、126番1、126番2、126番3、126番4、127番、128番、129番、130番1、131番1、135番、136番1、136番2、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番及び146番並びに字羽黒田2番1、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番1、35番1、36番1、37番1、38番1、39番6、40番1、41番1、42番1、43番1、89番、90番1、90番2、91番1、91番2及び92番
- 2 縦覧場所 県南広域振興局土木部及び奥州市役所